

学生のみなさんへ

新型コロナウイルス感染症に罹患等した場合の対応について

新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、同感染症が政令により「指定感染症」として指定されました。これにより、学校保健安全法に定める第一種感染症とみなされ、「学校において予防すべき感染症」となることを踏まえ、本学の対応を以下のとおりお知らせいたします。

学生が新型コロナウイルス感染症に罹患等した場合

1. 出席停止

新型コロナウイルス感染症と診断された学生等、以下に該当する場合は、学校保健安全法第 19 条の規定により、「出席停止」となります。

出席停止の判断の目安

(令和 2 年 2 月 18 日付け文部科学省通知「学校における新型コロナウイルスに関連した感染症対策について」)

- ①医療機関において新型コロナウイルスに感染していると診断された場合
- ②風邪の症状や 37.5 度以上の発熱が 4 日以上続く場合（解熱剤を飲み続けなければならない場合も同様）
- ③強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある場合

2. 出席停止の期間

- ・上記(1)①新型コロナウイルスに感染していると診断された場合

学校保健安全法施行規則第 19 条第 1 項の規定により、出席停止期間は「治癒するまで」となります。登校の再開にあたっては、治癒し登校に支障がないことを証明する医療機関の診断書等を所属部局の事務部へ提出してください。

- ・上記(1)②及び③の場合

保健所等の相談窓口へ相談するとともに、指示に従って医療機関を受診し、新型コロナウイルス感染症と診断された場合は治癒するまでとする。それ以外の場合は症状が治まるまでとする。

3. 出席停止により欠席した授業等の取扱いについて

出席停止により欠席した授業等については、学生の不利益とならないよう、レポート・追試験等の代替措置を講じるなど適切な配慮を行うので、快復し登校を再開した際は、授業担当教員へ申し出て指示を受けてください。

4. 罹患等した場合の報告について

新型コロナウイルス感染症に罹患した等、1. ①～③に該当した場合には、必要に応じて感染の拡大を防止するための措置を講じる必要があることから、

速やかに、電話又は電子メール（登校はしないこと）により、次に掲げる事項について所属部局の事務部に報告してください。

- ① 診断日
- ② 受診した医療機関
- ③ 現在の状況
- ④ 発熱及び咳などの呼吸器症状が現れた日
- ⑤ 診断日前1ヶ月以内における外国への渡航歴の有無（渡航歴がある場合は、期間、国名及び都市名）
- ⑥ 症状が現れた日以降における本学の関係者との接触の状況（授業等への出席状況を含む。）
- ⑦ 今後の見通し等に係る医師等の所見

学生が濃厚接触者等になった場合

1. 対象者

次のいずれかに該当する者

- ① 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第15条に基づき保健所等が実施する積極的疫学調査の結果、濃厚接触者^{※1}とされた者
- ② 本学の学生が新型コロナウイルス感染症に罹患した場合において、部局等の長が学内における感染拡大防止のため、必要と認める範囲の者（上記①の者を除く。）

2. 出席停止

上記1. に該当する場合は、学校保健安全法第19条の規定により、「出席停止」となります。

3. 出席停止の期間

新型コロナウイルス感染症に罹患した者と最後に接触した日から14日間となります。ただし、当該者の健康状況等によっては必要に応じて延長することがあります。

4. 出席停止期間中の取扱いについて

出席停止により欠席した授業等については、学生の不利益とならないよう、レポート・追試験等の代替措置を講じるなど適切な配慮を行うので、快復し登校を再開した際は、授業担当教員へ申し出て指示を受けてください。

5. 出席停止中の健康観察

出席停止中は、毎日朝・夜に体温を測るなどの健康状態に注意を払い、37.5℃以上の発熱、呼吸器症状、倦怠感が現れた場合には、医療機関を受診する前に、保健所等の相談窓口^{※2}に相談するとともに、電話又はメールにより所

属部局の事務部に報告すること。

※1「濃厚接触者」とは、①新型コロナウイルス感染症が疑われる者と同居あるいは長時間の接触（車内、航空機内等を含む。）があった者、②適切な感染防護無しに新型コロナウイルス感染症が疑われる患者を診察、看護若しくは介護していた者、③新型コロナウイルス感染症が疑われる者の気道分泌液若しくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者、④手で触れること又は対面で会話することが可能な距離（目安として2メートル）で、必要な感染予防策なしで、「患者（確定例）」と接触があった者（患者の症状などから患者の感染性を総合的に判断）をいう。

※2「相談窓口」は、北海道、札幌市又は居住地の自治体のホームページを参照のこと。 [参考：北海道のホームページ]

◆◆◆◆ 帰国者・接触者相談センター ◆◆◆◆

新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる方については「帰国者・接触者相談センター」を設置していますので、こちらにご連絡ください。

【帰国者・接触者相談センター】	電話番号	開設時間
◆札幌市保健所 (救急安心センターさっぽろ【受診相談】)	011-272-7119(#7119)	24時間
◆旭川市保健所	0166-25-9848	平日 8時45分～17時15分
◆市立函館保健所	0138-32-1547	平日 8時45分～19時00分
◆小樽市保健所	0134-22-3110	平日 8時50分～17時20分
* 上記以外にお住まいの方		
◆道立保健所	連絡先はこちら	平日 8時45分～17時30分
◆北海道保健福祉部 健康安全局地域保健課	011-204-5020	平日 17時30分～21時00分 土日祝 9時00分～21時00分

国立大学法人北海道大学
(2020年4月17日現在)